

# R5年度 未納退会者（20名）

当士会の定款第11条（5）により「正当な理由なくして会費を1年以上納入しないときは会員の資格を喪失すると定めています。

R5年度年会費未納のため、以下20名が未納退会となりました。

会員資格を喪失した方が再入会する場合は、改めて入会手続きが必要になりますので、事務局（[jimu@tottori-ot.or.jp](mailto:jimu@tottori-ot.or.jp)）までお問い合わせください。

**19414、23087、32060、38115、42980、47613、57340、  
61050、62277、62793、67382、73031、79215、79924、  
80057、80917、82208、85215、91813、94034**